

事務局 (松木局長)	<p>ご起立を願います。 礼。 ご着席ください。</p>
部会長	<p>皆様、おはようございます。気温もだいぶ下がってきましたけれども、皆さんも健康にはお気をつけいただきたいと思います。 本日はご多忙のところ、本部会にご出席いただきましてありがとうございます。 それではただいまから、第720回農地部会を開会いたします。 本日は部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、興居島地区の小池委員さん、久谷地区の池田委員さんのお二人をお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第9号まで、9件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。 それではまず、議案第1号、農地法第18条第6項解約通知専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>それでは、ご報告いたします。 1番、本件は残存小作でございます。 本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により、転用するものでございます。 離作補償として、離作補償給付金を渡すとしております。 以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第2号、農地法第4条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>はい。それでは、ご報告いたします。 平成28年9月26日から10月25日までに専決処理した案件は10件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これら10件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 なお、用途別処理状況といたしましては、 住宅用地 7件 4,505 m² 商工業用地 2件 1,137 m² 公的用地 1件 28 m² となっております。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>

委員一同	異議なし									
部会長	はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 続きまして、議案第3号、農地法第5条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。									
事務局 (藤久次長)	はい。それでは、ご報告いたします。 平成28年9月26日から10月25日までに専決処理した案件は19件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これら19件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 なお、用途別処理状況といたしましては、 <table border="0"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>14件</td> <td>5,977 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>4件</td> <td>1,705 m²</td> </tr> <tr> <td>公的用地</td> <td>1件</td> <td>32 m²</td> </tr> </table> となっております。以上でございます。	住宅用地	14件	5,977 m ²	商工業用地	4件	1,705 m ²	公的用地	1件	32 m ²
住宅用地	14件	5,977 m ²								
商工業用地	4件	1,705 m ²								
公的用地	1件	32 m ²								
部会長	はい。ありがとうございました。ただいま議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。									
委員一同	異議なし。									
部会長	はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 続きまして、議案第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。									
事務局 (渡部主幹)	それでは、ご報告いたします。 1番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人の親戚が管理するとしております。離作補償はないとしております。 2番、本件は基盤強化促進法により、平成25年5月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 3番、本件は基盤強化促進法により、平成26年5月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 以上でございます。									
部会長	はい。ありがとうございました。ただいま議案第4号につきまして事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。									
委員一同	異議なし。									
部会長	はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案の									

事務局
(渡部主幹)

とおり承認することといたします。

続きまして、議案第 5 号、農地法第 3 条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

お手元に審査基準 1 号から 7 号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。

1 番、譲受人の竹本さんは、農地約 78 アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地を小作地解放により取得し、農業に精進するものでございます。

2 番、3 番、4 番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。

譲受人の植田さんは、農地約 58 アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近く、耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5 番、譲受人の川崎さんは、農地約 65 アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6 番、譲受人の飛田さんは、農地約 27 アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後 30 アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

7 番、譲受人の大西さんは、農地約 63 アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8 番、9 番、10 番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。

譲受人の野口さんは、農地 35 アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く、耕作便利な本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。

11 番、譲受人の社会福祉法人宗友福祉会は、農地約 125 アールを耕作する社会福祉法人でございます。

この度、施設利用者の就労支援事業のため、本申請地を取得しようとするものでございます。

なお、本案件は、許可にあたり、例外規定が適用される案件ですので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

12 番、譲受人の森田さんは、農地約 36 アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13 番、譲受人の石丸さんは、農地約 11 アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後 30 アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

	<p>14番、譲受人の加藤さんは、農地約33アールを耕作する兼業農家でございます。</p> <p>この度、自作地に隣接する耕作便利な本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>15番、譲受人の篠原さんは、農地約185アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>16番、譲受人の松岡さんは、農地約199アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、基盤強化促進法により使用貸借している本申請地を取得し、農業経営の安定を図るものでございます。</p> <p>17番、譲受人の重松さんは、農地約371アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。</p> <p>18番、譲受人の市田さんは、農地約44アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました。続きまして、地元の委員さんから、補足説明をお願いいたします。</p> <p>まず6番は、久米地区でありますので、安永委員さんからお願いいたします。</p>
安永委員	<p>それではご説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人の飛田さんは、農地約28アールを耕作する農業者であります。</p> <p>今般、本申請地を譲り受け、取得後の耕作面積を30アール以上にして、農業経営規模の拡大を図るものであります。</p> <p>地区審査において営農体制等を確認いたしましたところ、農業経験は20年あり、また、近隣の農地と同様に営農するとしていることから、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。次は11番ですが、久谷地区の池田委員さんからお願いします。</p>
池田委員	<p>はい。それではご説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の宗友福祉会は、就労継続支援A型事業を実施する社会福祉法人であります。</p> <p>今般、増加した施設利用者のさらなる就労支援事業の充実を図るため、本申請に及んだものであります。地区審査におきまして、利用者の安全面の管理を徹底するとともに、周辺農地の耕作に支障を及ぼさないよう配慮することと、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。次は13番ですけれども、堀江地区です。松田委員さんからお願いします。</p>

松下委員	<p>はい。いま議題となっております部分の地区審査の報告を申し上げます。11アールの水田耕作を行っております。それで、今回贈与によりまして、耕作しようとしている方は、農業団体に勤めていて、結婚してから約30年の経験を持たれている方なので、それから農業に対していろいろと、また周辺の方々とも昔から付き合いしている方がほとんどでございます。</p> <p>堀江の地区審査では全会一致で認めたところでございます。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。ただいま、議案第5号につきまして、事務局並びに地元委員さんからの説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第6号、農地法第4条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>はい。それではご説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、会社勤めをしておりますが、唯一所有している農地の維持管理に苦慮していたところ、申請地に隣接する事業所等より駐車場として貸してほしいとの要望があり、今回、29台分の貸露店駐車場として利用したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄福音寺駅から概ね、500m以内にあることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、議案第6号につきまして事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県知事許可分でありますので、意見を附して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>はい。それでは、ご説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、売電業を主な業務とする法人でございますが、周囲を山林に囲まれた本申請地を貸借し、パネル2,600枚の太陽光発電施設を設置したいとしております。なお、南側に隣接する山林も同時に借り受け、一部樹木を伐採し、十分な日当たりの確保を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p>

	<p>なお、農地法の適用面積は登記簿の地籍による。ただし、著しく相違するときは、実測に基づき、農業委員会が認定したところによると規定されており、本件は、申請面積が公簿では 2,059 m²ですが、実測は 7,449 m²であり、周辺地への影響の大きい 3,000 m²超えの案件として、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聞く必要があります。</p> <p>また、1,000 m²以上の案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願ったうえで、ご審議をお願いいたします。</p> <p>2 番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、この度、本申請地を妻の父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、概ね 10ha 未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。次に地元委員さんから補足説明をお願いします。1 番は五明地区でありますので、湯山地区委員の柴田委員さんからお願いいたします。</p>
柴田委員	<p>はい。それではご説明をいたします。先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の「リンクプランニング株式会社」は、太陽光発電を主体とする事業を営む法人であります。</p> <p>今般、太陽光発電により売電事業を行うため、申請に至ったものであります。</p> <p>大規模ではありますが、転用による周辺地域への被害防除についても、十分に配慮されていることから、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。ただいま議案第 7 号につきまして、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、先ほど事務局からの説明もありましたけれども、1 番は農業会議の意見を聞いたのち、県知事に送付、2 番は、直ちに意見を附して県知事に送付させていただきます。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>続きまして、議案第 8 号、平成 28 年度第 8 号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>本日の案件 2 件の内、利用権設定が 1 件、所有権移転が 1 件となっております。利用集積計画総面積は合計 1,661 m²でございます。</p> <p>14 ページ番号 1 の譲受人は、約 54 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしております。</p>

	<p>15 ページの番号 2 の譲受人は、約 84 アールを耕作する農業者で、新たに、水田を売買によって取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 28 年 11 月 15 日の予定となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま議案第 8 号について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 9 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 9 月 26 日から 10 月 25 日までに専決処理した案件は 14 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 14 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、議案第 9 号につきまして事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案、9 件の議案審議はすべて終了いたしました。委員さん方、他にご意見等ございましたら、お受けします。</p>
村上委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>はい、村上委員。</p>
村上委員	<p>ちょっと意見ですけどね、役員の皆様方がいろいろこの会が始まる前に役員会をしておると思うのですが、そういう所で何の内容を会議に諮っているのか知りたいのが一つ。</p> <p>それからもう一つは個人的なことです、田んぼを 4 反ほど作っておるんですね。去年戻されて。それで去年作って今年作って。それを計算してみると、農協に売ると、ヒノヒカリでございます。一斗が 5,150 円です。そうすると一俵が 10,300 円です。</p> <p>そうなってくると、私が売ったのが、米屋さんに売ったのが 5,700 円です。そうすると 92,000 円の売り上げです。それを農協に売ると非常に安いんですね。</p>

差し引きすると、米屋さんに売ったのが 8,846 円の赤字です。農協に売ったら 10,764 円の大赤字と、こうなるんですね。それで私も年齢が年齢だからもう作りたくないんです。そうするとね、計算が合わんから地主が作らんとなくなったらもう荒廃する。

それでどうしたらええかということで、会長さんたちは特に県に出ていくわけだから、そういう実際に底辺で困っている人の意見を十分述べて、まず規制を緩和すべきだと思うんです。

今日もこの資料の中に北条の辻、辻が一番いい所です。それが一反一畝が 100 万円です、ただの。私も地区審査で驚いたわけです。そういう風に田んぼの値打ちが下落してしまって、値打ちがないんです。

それで私の地域がちょうど三浦工業、これ私が誘致したわけですが、三浦工業がまずいるほどどんどん毎年買っていった。最初は坪 5 万円で 1500 万だった。それで他が下がるもんだから、三浦工業も下げてくれまいかと、まあこんなことでね。最低坪 3 万円で売って一応計画が全部終わって今、最後の工場を建てよんです。

だからそれが全部値打ちが無いようになってきよる、きれいに。そうなってくるとね、農業委員会は農地を守らないかんのは当然の極みですけども、そうかと言ってそれぎり考えたらいかん。いま言ったような採算の合わんことも考えてもらわんといかん。

そういうことを会長さんは特にですね、県の方へ出ていくんだったらやっぱり規制緩和ができることはしてもらわないかん。

話が長くなりますが、私は正岡小学校卒業しております。正岡小学校、難波小学校いうたら来て見ていただいたらわかるが平坦部です。山の中じゃないんです。山の中は立岩、そして過疎地は浅海です。これは閉校の間際になっておるんです。

その難波、正岡小学校はですね、難波は 60 人くらいです。正岡は 92 人です。これやがて閉校せないかんなってくる。その原因は、農地が農振に入っておる、規制緩和されてないから何の値打ちもないからそういうことになっておる。特に安倍さんは経済対策のことをよく言ってますが、そういうね、小さいところからきちんと検討して、そしてそういうものが政策の中に現れてこなんだら、経済対策にならんと、私はこう思います。

まあいろいろと、各衆議院の人に手紙を出しておるが、皆その規制緩和がどういうもので規制されておるか自体が、衆議院は理解されていない。だから返事がない。何もないと、まあこういう状況でございましてですね、やっぱり我々の末端の生の声を反映するような方向にさせていただきたい。そのためにはやっぱり代表するのは会長だから、会長が県の方にどんどんそういう意見を述べていただいて、それで県は代表が国に出るんだから、そういうところを反映していけば、何とかなるんじゃないかというか、気がしますので、意見として述べておきたいと思います。

会長

はい、わかりました。そのようなことを松山市の農業委員会の総意として、一つ県の方にも、いろいろな角度から検討していただくようお願いしたらと思いますので、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

村上委員

何も聞こえんぞなこっちは。こんまい声で言うても。

会長

はい、これ非常に大きな問題でございまして、役員会と我々おりますので、役員会にも諮ったうえで、また県、農業会議所等々にも働きかけて、伝来の農地を守れるような農業を推進していきたいと考えており

<p>村上委員</p>	<p>ますので、ひとつ、ご了承いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p> <p>まあ、あのですね、もう一点、似たような意見ですが、農業新聞を読んでおると、農業新聞ではちょっと変わったことをする地域は、すぐに新聞に掲載されておるわけですが、愛媛県でも松山市の農業委員会いうたら愛媛県では一番大きな組織やと思っております。そこで松山市の農業委員会が何かこれはというものを示すような議論をした末でそういうものを出していくような考えを持っていないといかんと。前に私が申し上げたが、松山市の農業委員会の管轄は、田は畦畔はやっておると思うんですねコンクリで。それで拡大するのは中々できんが、こないだの農業新聞を読んでおると九州の方で補助金をもらってそれを全部のけて、そして一反の所を三反、四反、五反と拡幅しておるということは新聞に出ておりました。</p> <p>それは非常にいいことだと私は思っております。でもこれもやってみてもおそらく米が安いと採算が合わんと、こう思うんですが、そういうことで何かね、この委員会が羅針盤を立ててそれを手本に示すような方向も一つ考えてもらいたいなど。ただここだけで毎月3条、4条、5条の審議するだけなら子どもでもできると。</p> <p>まあそういうことでございますので一つ、考えるべきものは考えて、実行に移せるものは実行に移してもらいたいなど。これは意見ですよ。決してそうしろというんではないですから。まあそういうことによろしくお願いたします。以上。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、村上さんの意見、もつともだと思しますので、役員会等にも諮り、よりよい農村の利益となるような対策を講ずるような、親身な考え方をしたいと思しますのでよろしくお願いたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。他に何かございませんか。</p>
<p>白石委員</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、白石委員。</p>
<p>白石委員</p>	<p>村上さんの意見の中では私も申し上げますが、会の意見こそわかりません。ただあの米の値段のことも概ねわかります。ただ規制の問題についても皆さんがわかりにくい点があるかと思いますが、実はこういう問題がありました。</p> <p>経済が膨張係数に発達していま沈静化して土地の値段も下がりました。ただ都市計画の変更が若干なされておりますが、地区計画制度というのがあります。その地区計画制度の中で、調整区域の住宅地域については、平成18年から住宅適用については1haで例えば7反くらい農地が潰れて家が建つと。3反くらい空いとるというような地域については、調整区域ですよ、これは住宅地については地区計画制度のどういう風にしたら住宅地域はできると。住宅をまとめなさいという方向で地区計画制度はできとります。</p> <p>それと工業地域については、平成22年から3ha以上というのができとります。それでいま一つ言いますと、松山市の中で私はこれは質問しました。本年だったと思っておりますが、あまりにもおかしいなと思ったので質問しましたら、こういうことになりました。</p> <p>本会議で議会選出ですから今日は言わせていただきますが、規制が非</p>

常に難しいなと思って、松山市の自民党であげとる中で素鷲校区であげとる上に久枝があったんです。理事者の答弁が悪いんです。地区計画制度のちょうど素鷲校区の3つある上に久枝があったところに地区計画制度が出てなかったんです。

県と打ち合わせた結果、もう調整区域を広げる余地が無いと出とったんです。こんなばかなことがあるかい、ということで、いま、浮穴は森松や南高井、井門とありますが、団地のすぐ上へ、よんやくというのが、農業委員会も転用がかかりましたが、3.2haをよんやくがやりよります。これが2つ目です。平成22年から。工業団地。

ところが私がびっくりしたことは、これが2つ目だったんですがその前にもう一つ出てきとるということで、重信川を渡って大橋町です。それでこれは3haの工業団地。おかしいと思ったのは、1.7ha出てきとんです。大橋町で。それはどういうことかということ1.3haあった上に1.7ha持っていった。そうしたら工業団地が3ha以上になったということでおりと。これで2つ目がいま森松の団地の上へ、環状線の中側へそっくりと。そこの住民も同意したということで3haできた。2つ目と。

それでですね、他にもちらりと申し上げましたが、市役所の交通課、都市計画の。まだ他にも空き家がこないだ10月29日に載りましたが愛媛のワースト2ということで載りましたが、概ね私も議員で知っておりますが、去年も熊本、愛媛も耐震化どうだと聞きましたら、県庁所在地でどうかと平岡局長に聞きましたら、45番だと。もう2つしかない。大変なことです。

次が高松、次が大阪、次が徳島です。こういう順序で、また空き家の方も調べましたら、41番というようなことで、3月に調べたらそういうことで、そのようなことをしよるうちに。

松下委員

白石委員、まとまった話をせんとどうもこうもならんぜ。

白石委員

規制はどんどん進めよりますが、その規制緩和の問題は農業も米ももちろんですが、ここは大変な問題で農業委員会もそういう話も一緒にひっくるめて、うちはうちということではなく、農業委員会が来年7月から変わる中では、そういうことを取り入れて役員会で話してほしい。そういうことに思います。私は、はい。

部会長

他にございませんか。

委員一同

なし。

部会長

はい。無いようでしたら、事務局から連絡事項はありますか。

事務局
(松木局長)

はい。次回の農地部会でございますが、12月8日(木)を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

部会長

はい。以上で第720回農地部会を閉会いたします。

事務局
(松木局長)

ご起立願います。礼。

午前11時12分閉会

